

首都直下地震に係る現地対策本部の要員配置計画

現対本部名称	部門	班	関係府省庁																合計	備 考	
			事態	内防	内府	警察	消防	海保	防衛	総務	財務	文科	厚労	農水	経産	国交	地理	気象			環境
東京現地対策本部	事務局長			1															1		
	A総括部門	A	事態総括班	2	4														6		
	B情報総括部門	B	情報総括班	1	1	1										1	2		6		
	C事案対処部門	C1	事案対処総括班		1	1											1	1		4	
		C2	実動対処班				2	2	2	2										8	
		C3	土木技術・緊急輸送ルート班				2							1		4				7	
		C4	物資調達・輸送班											2	1	2				5	
		C5	医療活動班					2		2			2							6	
		C7	被災者支援班		2							2	1							5	
		C8	燃料・ライフライン班								1			1		2				4	
	C9	航空安全班							2						2				4		
S総務部門	S	庶務総括・通信班		2	4														6		
小計			3	11	6	4	4	2	6	1	2	1	3	3	3	8	1	3	1	62	
その他現地対策本部	事務局長			1															1		
	A総括部門	A	事態総括班	2	4														6		
	B情報総括部門	B	情報総括班	1	1	1										1	1		5		
	C事案対処部門	C1	事案対処総括班		1												1	1		3	
		C2	実動対処班				1	1	1	1										4	
		C3	土木技術・緊急輸送ルート班				1							1		3				5	
		C4	物資調達・輸送班											1	1	1				3	
		C5	医療活動班					1		1			1							3	
		C7	被災者支援班		1							1	1							3	
		C8	燃料・ライフライン班								1			1		2				4	
	C9	航空安全班							1						1				2		
S総務部門	S	庶務総括・通信班		1	2														3		
小計			3	9	3	2	2	1	3	1	1	1	2	2	3	5	1	2	1	42	
その他の現対本部を2ヶ所と想定			6	18	6	4	4	2	6	2	2	2	4	4	6	10	2	4	2	84	
合計			9	29	12	8	8	4	12	3	4	3	7	7	9	18	3	7	3	146	

現地対策本部の設置ヶ所数については、東京都のほか大きな被害が想定される埼玉県、千葉県、神奈川県の内、特に甚大な被害を受けている2県に設置することとし、合計3ヶ所の設置を想定した。

南海トラフ地震に係る現地対策本部の要員配置計画

現対本部名称	部門	班	名称	関係府省庁																合計	備 考	
				事態	内防	内府	警察	消防	海保	防衛	総務	財務	文科	厚労	農水	経産	国交	地理	気象			環境
静岡中部近畿四国九州※1	事務局長				1														1			
	A総括部門	A	事態総括班	2	4														6			
	B情報総括部門	B	情報総括班	1	1	1										1	1		5			
	C事案対処部門	C1	事案対処総括班		1													1	1	3		
		C2	実動対処班				1	1	1	1										4		
		C3	土木技術・緊急輸送ルート班				1							1		3				5		
		C4	物資調達・輸送班											1	1	1				3		
		C5	医療活動班					1		1			1							3		
		C7	被災者支援班		1							1	1							3		
		C8	燃料・ライフライン班								1			1		2				4		
		C9	航空安全班							1						1				2		
	S総務部門	S	庶務総括・通信班		1	2														3		
	小計			3	9	3	2	2	1	3	1	1	1	2	2	3	5	1	2	1	42	
	現対本部4ヶ所(5候補の内、最大4ヶ所と想定)			12	36	12	8	8	4	12	4	4	4	8	8	12	20	4	8	4	168	小計×4ヶ所

＜参考＞政府現地連絡調整室又は政府現地対策室の要員配置計画(案)

関係省庁			事 態	内 防	内 府	警 察	消 防	海 保	防 衛	総 務	財 務	文 科	厚 労	農 水	経 産	国 交	地 理	気 象	環 境	合計	備 考
政府現地連絡調整室 又は 政府現地災害対策室 ※2	1			2	1	1	1	1	1	1			1	1	1	2		2		15	
	2			2	1	1	1	1	1	1			1	1	1	2		2		15	
	3			2	1	1	1	1	1	1			1	1	1	2		2		15	
	4			2	1	1	1	1	1	1			1	1	1	2		2		15	
	5			2	1	1	1	1	1	1			1	1	1	2		2		15	
合計				10	5	5	5	5	5	5			5	5	5	10		10		75	

現地対策本部設置ヶ所数については、候補地5ヶ所(静岡、中部、近畿、四国、九州)の内、最大4ヶ所を設置することを想定した。

政府現地連絡調整室又は政府現地対策室の設置ヶ所数については、対象となる府県の半数程度として5ヶ所を想定した。

※1 九州地方その他において甚大な被害が生じていると想定される場合は、被害の甚大な県の県庁等に現地対策本部を設置することも別途検討する。

(出典：大規模地震・津波災害応急対策対処方針 平成26年3月27日 中央防災会議主事会議)

※2 現地対策本部長は、情報の収集等を迅速に実施するために必要がある場合は、他の都道府県庁等に政府現地連絡調整室又は政府現地対策室を置くことができる。

(出典：大規模地震・津波災害応急対策対処方針 平成26年3月27日 中央防災会議主事会議)

＜参考＞

現地対策本部を設置した場合の所管区域

- 静岡県庁 静岡県
- 愛知県内 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 ※静岡県に設置した場合は所管から除く
- 大阪合同庁舎4号館 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 高松サンポート合同庁舎 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(出典：大規模地震・津波災害応急対策対処方針 平成26年3月27日 中央防災会議主事会議)

出典：現地対策本部業務マニュアル（H27.3 中央防災会議主事会議）